

総務文教委員会会議録

1 審査事件

(1) 議案第 99 号 魚沼市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

(2) その他

2 日 時 令和 2 年 12 月 22 日 本会議休憩中

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、大塚総務政策部副部長、浅井財務課長

7 書記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (14 : 47)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 99 号 魚沼市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

本田委員長 日程第 1、議案第 99 号 魚沼市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ありません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

渡辺委員 このたび、この分担金の延滞金の割合の特例ということでございますので、さほど大勢の方がこの対象になっているとは思いませんが、この分担金の延滞金の対象になっている方がいらっしゃるとすれば、どの程度いらっしゃり、それからどのような影響があるのかを聞かせていただきたいです。

大塚総務政策部副部長 まず、どの程度影響があるかということではありますが、人数につきましては、この分担金等の督促手数料及び延滞金ということになりますけれど、それぞれ、各担当部署のほうで分担金ですとかそういった料金について管理しておりまして、私ども

のほうで全体の数については把握をしていないという状況です。率につきましては、一応納期限から1か月までの期間と、1か月を経過する日の翌日以降で率が変わってくるんですけど、現行が1か月までが2.6%、1か月を経過する日以降が8.9%なんですけれども、これが改正後につきましては、それぞれ2.5%と8.8%になる予定で、0.1%下がるという見込みになっております。ですので、数字的には大きく変わるという見込みはない予定になっております。

渡辺委員 条例改正、一部改正でございますけれども、このように変わるときに私たちが一番関心があるのは、市民の中にどのくらいの方たちにどのような影響があるのかということに関心がございます。今のように、調べておかなかったというようなことがないように、今後はしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大塚総務政策部副部長 おっしゃるとおり、全体にそういった分担金ですとか、督促あるいは延滞金の対象になる者がどれくらいいるかということにつきましては、把握する必要があるかと思っておりますので、今後そういった部分につきましてもきちんと全体を把握するよう形にしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第99号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第99号 魚沼市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) その他

本田委員長 日程第2、その他を議題といたします。

執行部から報告事項等はありませんか。

内田市長 特にありません。

本田委員長 委員の皆さんから、ご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会は、これで閉会いたします。

閉 会 (14:51)